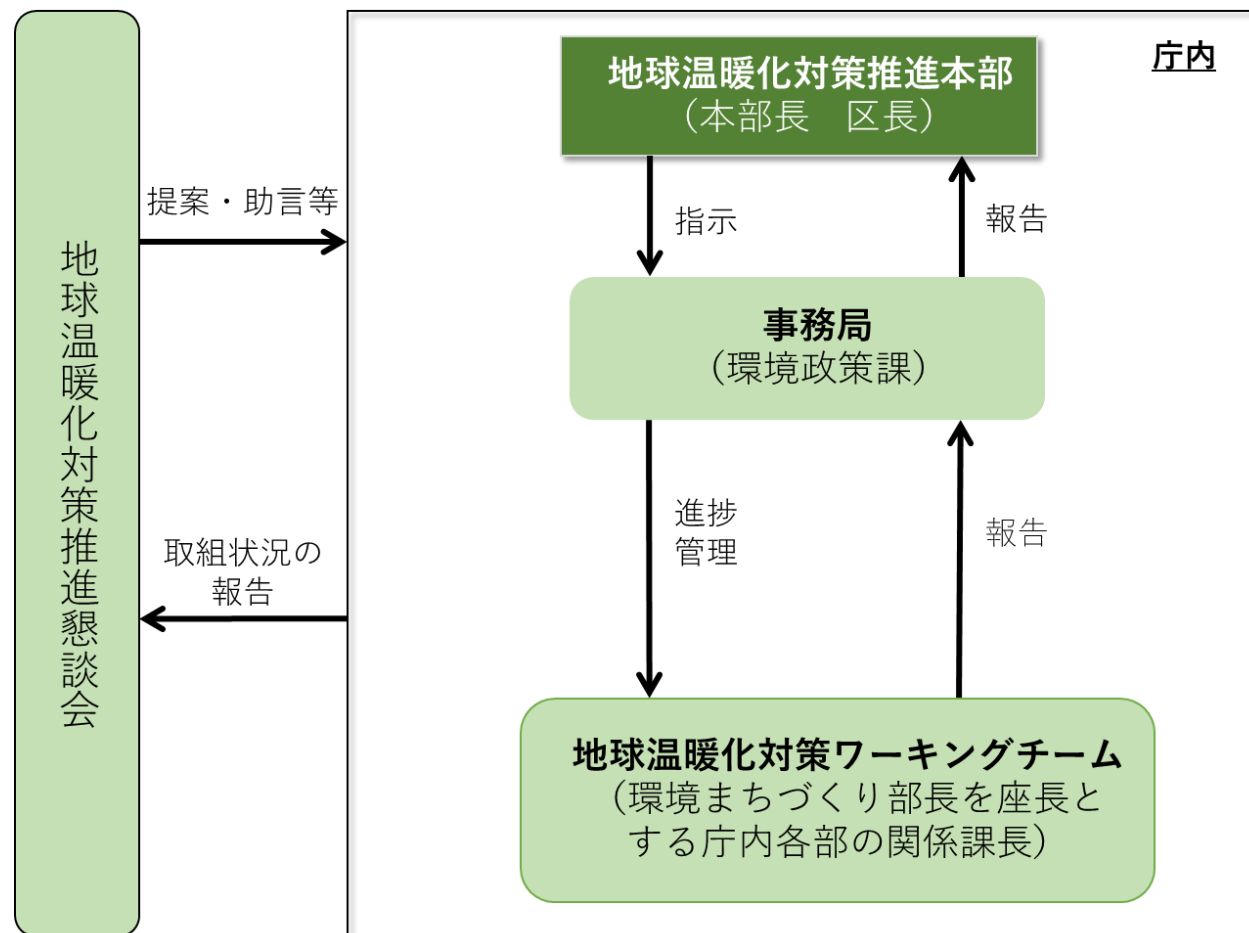


## 4. 計画の推進体制

### 4-1. 計画の推進体制

第5次計画の推進体制として、区長をトップとする「地球温暖化対策推進本部（事務局を含む）」、「各課担当者（環境保全事業に関わる個別事業担当者）」、「地球温暖化対策ワーキングチーム」を設置する。



### 4-2. 計画の進捗状況の公表

第5次計画の進捗状況（CO<sub>2</sub> 排出量など）については、区の広報誌やホームページなどで区民などに向け公表します。

#### 千代田区地球温暖化対策 第5次実行計画(事務事業編)

概要版

令和5年 月

発行・編集 千代田区 環境まちづくり部 環境政策課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL：03-5211-4255

FAX：03-3264-8956

HP：https://www.city.chiyoda.lg.jp/index.html

## 千代田区地球温暖化対策

### 第5次実行計画(事務事業編)

## -2030 区有施設のゼロカーボンに向けて- 概要版(案)

### 1. 計画の概要

#### 1-1. 計画策定の目的

「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画（事務事業編）」（以下、「第5次計画」）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条及び「千代田区地球温暖化対策条例」第10条に基づき、千代田区の事務事業全般に関し、自らが率先して温暖化対策に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減を目的とする計画です。

#### 1-2. 計画の対象

- ・適用範囲：区が自ら実施する事務事業全般とし、すべての区有施設とします。
- ・対象とする温室効果ガス：CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）とします。

#### 1-3. 計画期間

5年間：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度とします。

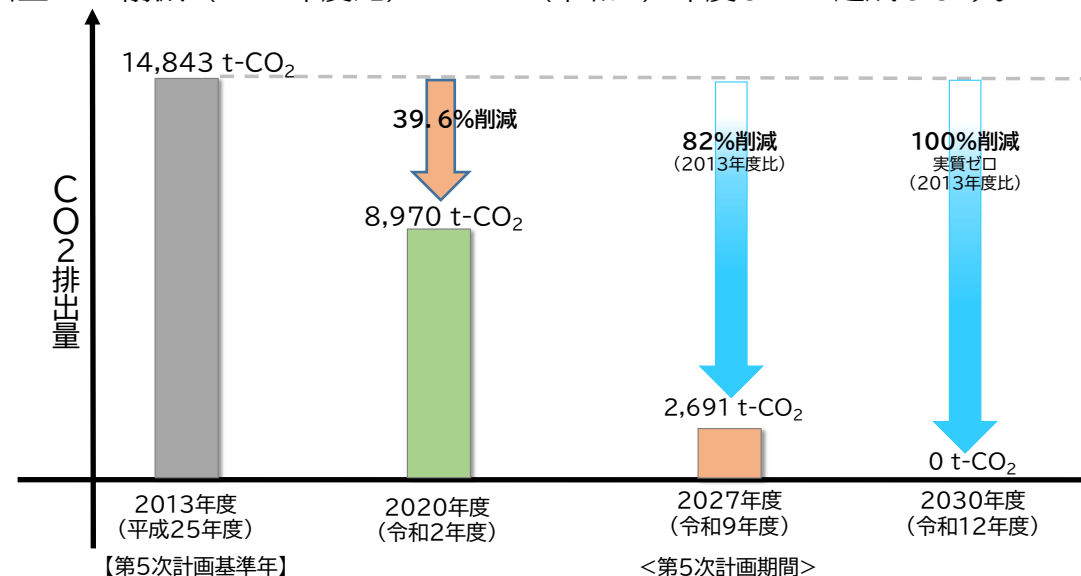
### 2. 温室効果ガス削減目標

#### 2-1. 基準年度

2013（平成25）年度 ※『地域推進計画2021』及び国の方針に即して設定しました。

#### 2-2. 削減目標 「2030 区有施設のゼロカーボン」をめざして

CO<sub>2</sub> 排出量 82%削減（2013年度比）を2027（令和9）年度までに達成します。



# 3. 施策の一覧

第5次計画の削減目標達成のため、基本方針1~4ごとに施策を実行します。施策の一覧は以下の通りです。

